

1 理 由 書

本件は、大野・大洋環境組合ごみ焼却場跡地（以下「当該跡地」という。）の有効利用を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき廃止となったごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の都市計画の廃止を行うものである。

本件のごみ焼却場は、昭和53年12月に都市計画決定し、昭和52年7月に設置された大野・大洋環境組合により、旧大野村（現鹿嶋市）及び旧大洋村（現銚田市）から発生する一般廃棄物の処理を行ってきた。しかし、平成16年7月にRDF処理へ移行したことにより、平成16年7月に焼却場の稼働を停止している。また平成17年10月に鹿嶋・大洋環境組合が解散となったことから、当該跡地は平成18年3月に鹿嶋市へ帰属されており、その後、鹿嶋市において管理を行っているところである。

今般、民間事業者から当該跡地の利活用について計画書が提出され、農業法人による農地及びそのための農機具等の農業資材等の保管庫として利活用を図ることとなったため、都市計画の廃止を行うものである。